

会報 50号記念 特別号

島根県精神当事者連絡会

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけて

我が国の精神保健医療福祉は、平成16年に「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念が示されました。

そして、平成29年の「これからの精神保健医療福祉の在り方に関する検討会」報告書においては、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、住まい、医療、障がい福祉・介護、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的かつ重層的に機能する「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指すこととなりました。

安心して自分らしく暮らすためには、医療・福祉の関係機関だけでなく、社会参加、地域の助け合いの必要性等が盛り込まれていることが特徴です。

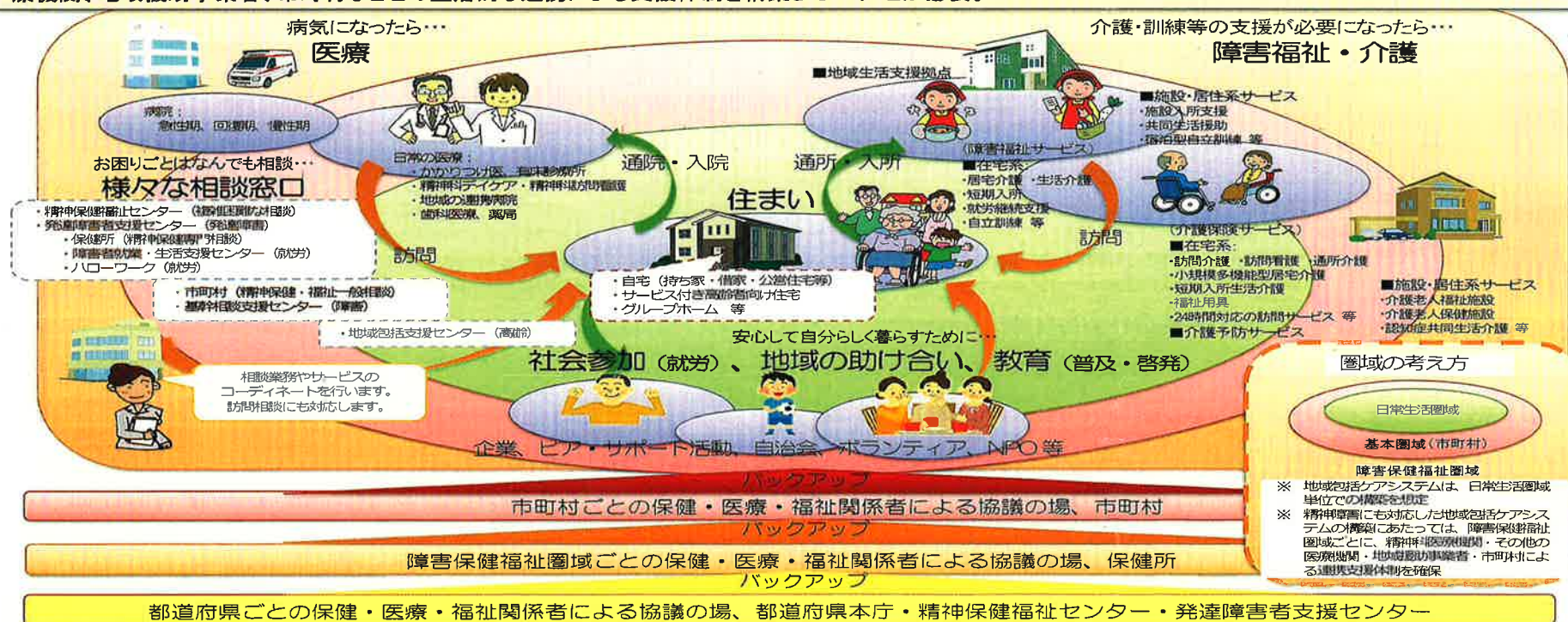
これを受けて、島根県及び市町村は、障がい福祉計画内の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」において取組を示しています。

地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、県が各保健所を、各保健所が市町村のバックアップをしていくことになっています。

私たち島根県精神当事者連絡会もこの理念に沿って、今まで以上にピアサポート（相互支援）活動を実施するとともに、当事者ボランティア団体として、関係機関と連携して精神障がいのある方の支援をしていきたいと思ひます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



厚生労働省 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築担当係等会議資料から（H29.6.30）

島根県健康福祉部長との意見交換会

島根県当事者連絡会は、当事者が住みやすい暮らしを実現できるよう、行政に働きかけています。

毎年、島根県健康福祉部長と意見交換を行い、当事者が困っていることなどを伝えています。今年の内容は次のとおりです。

- ① 精神保健ボランティア研修会を継続してほしい
回答 各保健所において実施をしている。参加者が少ないため、隔年で行っている保健所もある。
- ② JRの運賃の半額助成をしてほしい
回答 平成29年度に全国精神保健福祉連合会から県議会へ提出された陳情を採択し、国へ意見書を提出している。
- ③ ピアサポーター等活用事業で、退院後もピアサポーターを利用できるようにしてほしい
回答 この事業は入院患者さんの退院意欲の喚起を目的として実施している。退院後も本人がピアサポートを希望しかつ相談支援事業所を利用する場合に限り利用できます。

当事者連絡会は、精神障がい者が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、これからも地域住民の方へ情報発信をしていきます。また、関係機関と連携を図り、共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいと思ひます。

■皆様のご意見・ご質問をお待ちしております。

■連絡先

島根県精神当事者連絡会

住所 出雲市斐川町中洲391-2

コーポグリーンライフ12号

電話 0853-72-0497 （担当者名 畑貴純）

この特別号は県の委託事業で作成しています